



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

地域医療連携推進法人制度の概要

平成30年7月30日

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人指導官 染谷 輝

1. 地域医療連携推進法人制度の概要

趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずること

地域医療連携推進法人制度の創設 (施行日：平成29年4月2日)

(1) 都道府県知事の認定

○ 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる

<参加法人(社員)> ※地域医療連携推進法人の社員となれる者の範囲については、省令事項

- ・ 病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人(社会福祉法人、公益法人、学校法人、国立大学法人、独法、地方独法、自治体等)
- ・ 介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる

<主な認定基準>

- ・ 地域医療構想区域(原則二次医療圏)を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること
- ・ 地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べるができるものと定めていること
- ・ 参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を求めるものと定めていること
 - * 都道府県知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴いて行う

(2) 実施する業務

○ 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進(介護事業等も含めた連携を加えることができる。)

○ 医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務

* 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする

※医療連携推進業務を行う事業者に対する出資要件については、省令事項

(3) その他

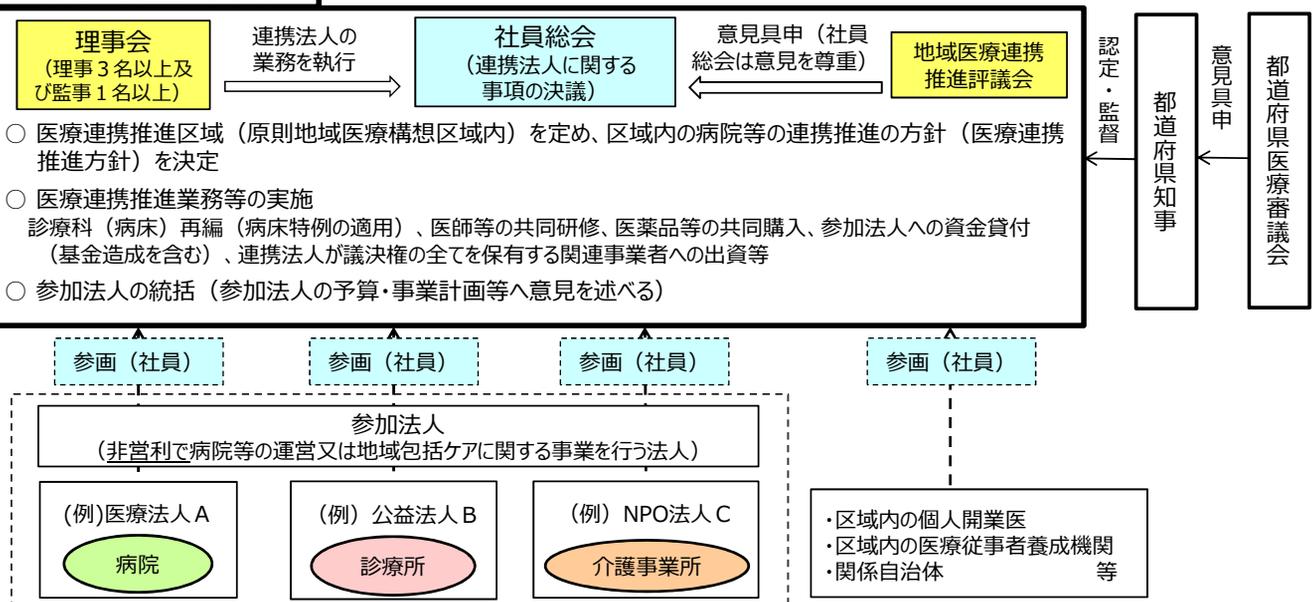
○ 代表理事は都道府県知事の認可を要することとともに、剰余金の配当禁止、都道府県知事による監督等の規定について医療法人に対する規制を準用

○ 都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる

地域医療連携推進法人制度の概要

・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
 ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



○ 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定 (認定基準の例)

- ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
- ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
- ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

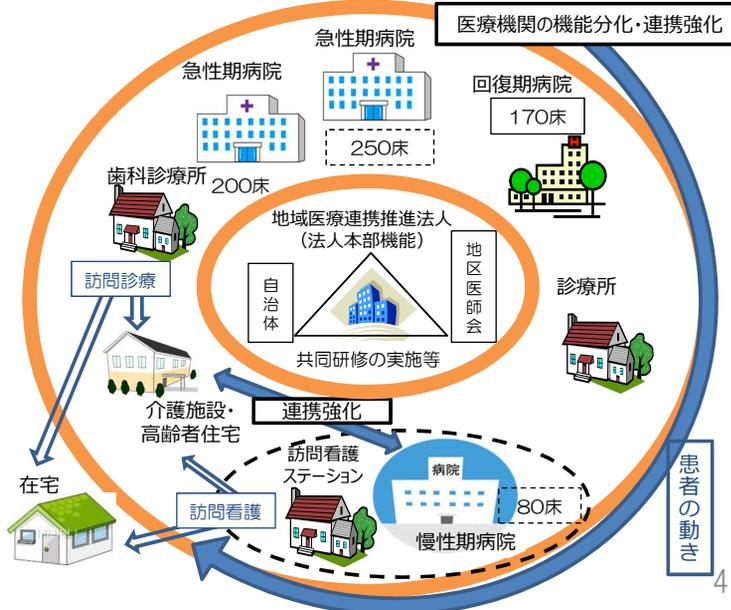
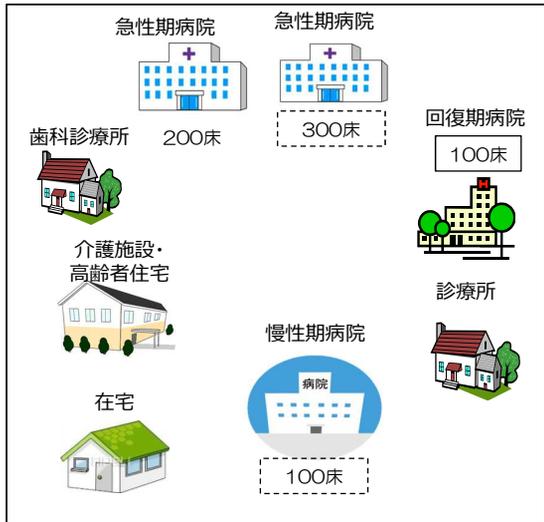
<イメージ①：地域の病院ネットワークの法人化>

課題

- 急性期病院：過剰
(過剰な設備投資・医療従事者確保競争)
- 回復期病院：不足
(在宅復帰への橋渡し役の不足)
- 慢性期病院：過剰
(在宅復帰ではなく長期入院)
- 在宅医療機関：不足
(在宅医療への対応体制不十分)
- 歯科診療所：バラツキ
(入院者・入所者への対応不十分)

対応：統一の方針を調整・決定して課題に対応

- 急性期病院から回復期病院へ病床融通
(急性期病院の減床・回復期病院の増床)
- 慢性期病院の機能転換による在宅医療の充実
(慢性期病院の減床・在宅医療の体制強化、医療従事者の研修)
- 医療機関と介護施設・高齢者住宅の連携の強化
(入所者・在宅の訪問看護・診療や、口腔ケアの充実)



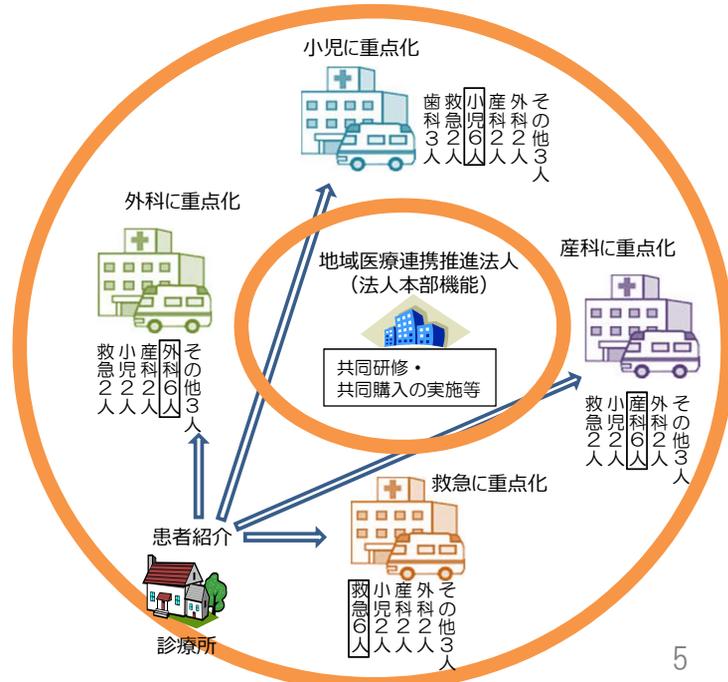
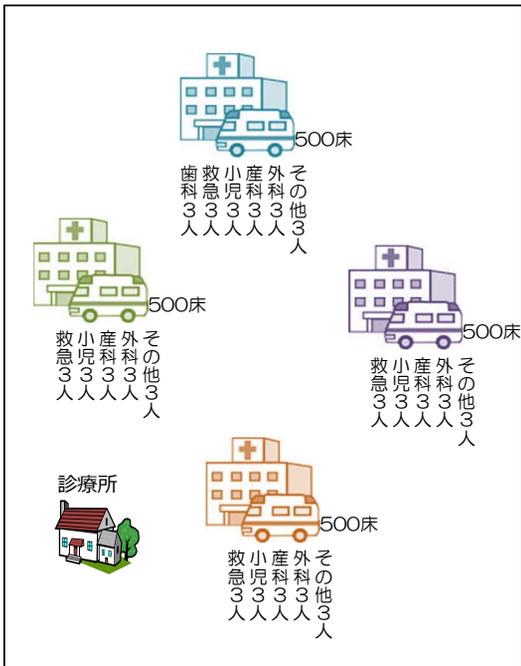
<イメージ②：地域の複数の総合病院のグループ化>

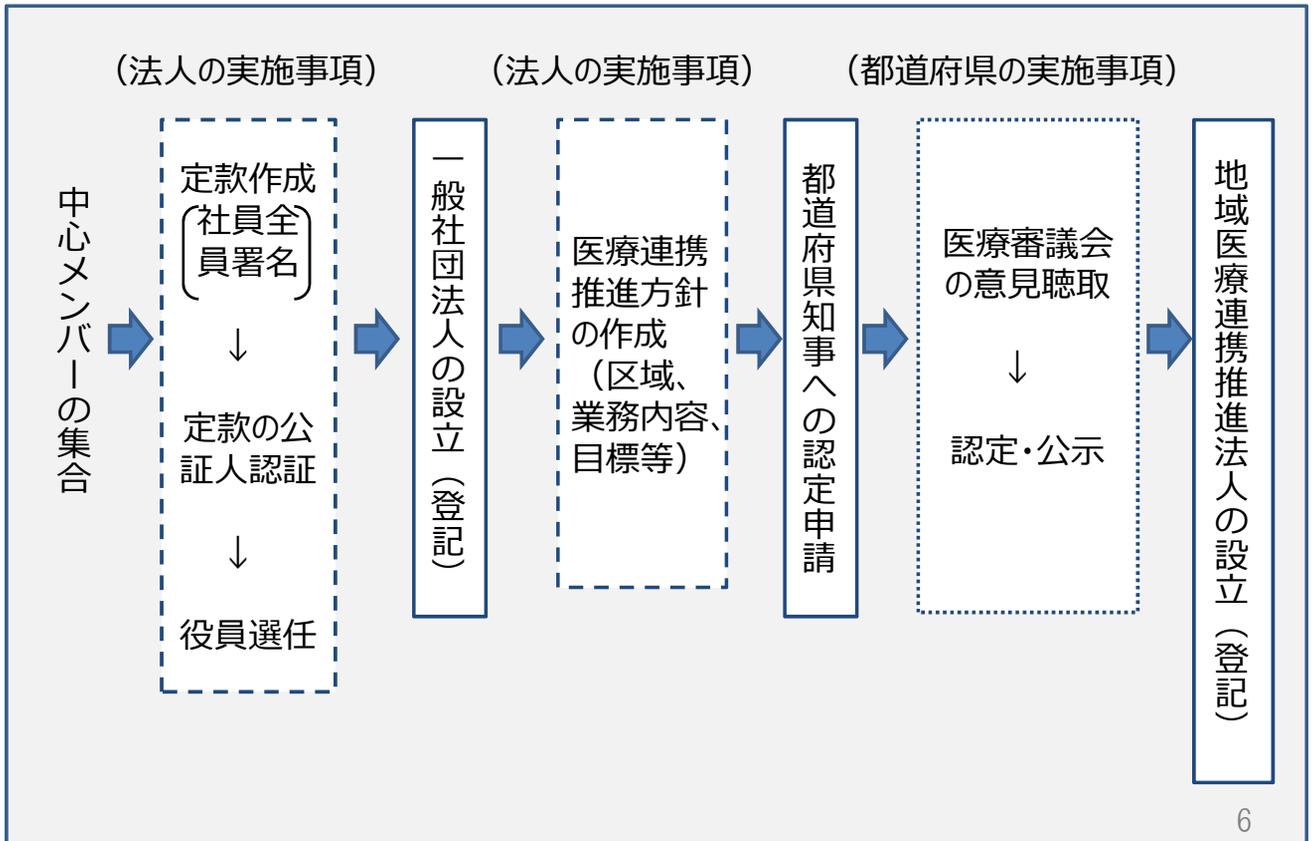
課題：病院間の役割分担がない

- 診療内容が競合
- 診療規模・質が中途半端
→ 医師が適正配置されていない等
- 医療機器を別々に購入
- 高難度症例が分担されていない

対応：統一の方針を決定して病院間の役割分担

- 診療内容を重点化
- 医師の集約化により、医師を確保、質の向上
- 共同研修で専門性を高める、共同購入で効率化
- 専門性の高い病院への患者紹介の円滑化





医療連携推進方針のイメージ

1. 地域医療連携推進法人の医療連携推進区域

〇〇県〇〇市、〇〇市、〇〇町

2. 参加法人

- ・ 〇〇法人: 〇〇病院
- ・ ◇◇法人: ◇◇病院
- ・ 〇〇法人: 〇〇診療所
- ・ 〇〇法人: 特養〇〇院

3. 理念、運営方針

(理念) 〇〇〇〇

(運営方針) 〇〇〇〇
 〇〇〇〇
 〇〇〇〇

4. 医療機関相互間の機能の分化及び業務の連携に関する事項及びその目標

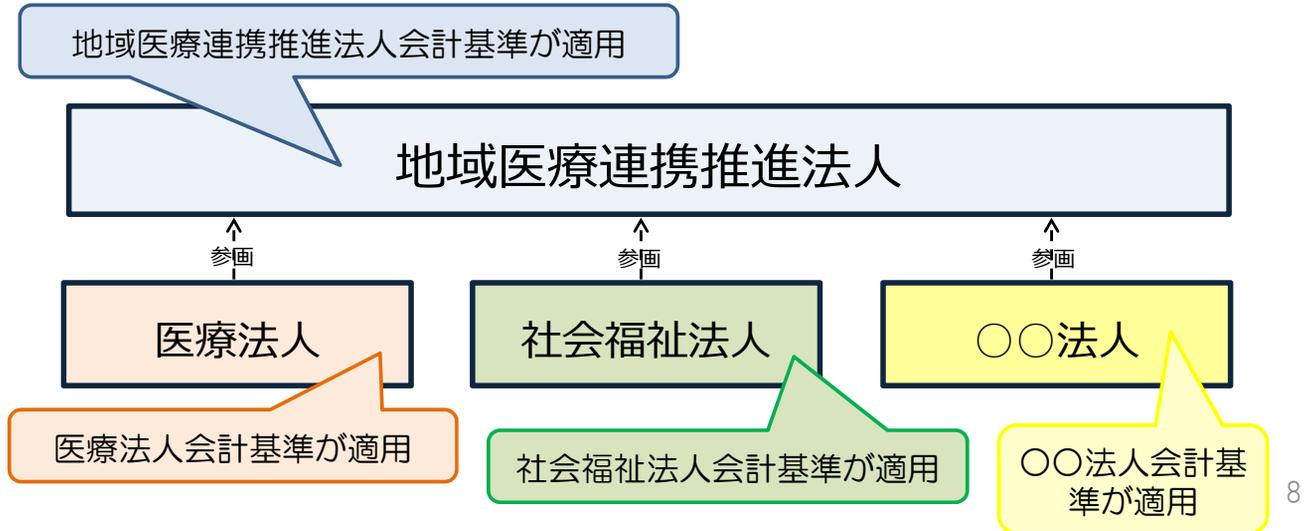
- ・ グループ内病院間の調整を図り、退院支援、退院調整ルールを策定する。
 具体的には、〇〇病院からの退院は◇◇病院又は〇〇診療所(自宅)で対応し、◇◇病院からの退院は〇〇診療所(自宅)又は〇〇院で対応する。自宅への退院者数を年間100人以上とする。
- ・ 医師、看護師等のキャリアパスを構築し、人材の定着率の向上を図る。
 具体的には、〇〇病院の看護師・技師は4～5年目は〇〇診療所で勤務する。人材の5年目定着率を5ポイント上昇させる。

- ・ 医師の再配置を行い、グループ内病院の診療内容の重点化を図る。
 具体的には、〇〇病院は救急医療に、◇◇病院は産科医療に、〇〇病院は小児医療に重点化を図る。
- ・ 療養病床の機能転換を行い、在宅医療等への転換を進める。
 具体的には、グループ内の療養病床〇床の機能転換を図り訪問看護ステーションを新設する。
- ・ グループ内病院間の調整を図り、救急患者受入ルールを策定する。
 具体的には、月・火は〇〇病院、水・木は◇◇病院、金・土は〇〇病院、日は◇◇病院とする方向で検討する。
- ・ 医師等の共同研修を実施し、医療の専門性の向上を図る。
 〇〇研修(医師)、〇〇研修(看護師)、〇〇研修(事務職)等を開催。
- ・ 医薬品等の共同購入、医療機器の共同利用を行い、経営の効率化を図る。共同購入は、関係者による医薬品の選定会議を開催し、共同購入を10品目以上とする。
- ・ グループ内で資金融通を行い、資金の効率化的活用を図る。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・ 入院患者の在宅療養生活への円滑な移行を推進する。
- ・ 要介護者急変時に対応できるように、病院と介護施設の連携強化を図る。
- ・ 訪問看護ステーション等への職員の再配置を行い、在宅介護の充実を図る。

- ・地域医療連携推進法人は公認会計士又は監査法人による外部監査を導入
- ・地域医療連携推進法人は貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、財産目録、附属明細表を作成
- ・財産目録、貸借対照表、損益計算書について外部監査を受ける
- ・地域医療連携推進法人と参加法人の決算は連結させない



2. 地域医療連携推進法人設立の認定基準

地域医療連携推進法人の認定基準（医療法第70条の3第1項）

- ① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とするものであること。
- ② 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- ④ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑤ 医療連携推進業務が医療法第70条の2第2項及び第3項の規定に違反していないものであること。（医療連携推進方針には、医療連携推進区域、機能分担・業務連携に関する事項、当該事項の目標等を記載しなければならない。また、医療連携推進区域は、地域医療構想区域を考慮して定めなければならない。）
- ⑥ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- ⑦ 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質な医療を提供するために必要な者として定款で定めているものであること。
- ⑧ 病院等を開設する参加法人の数が2以上であるものであることその他の参加法人の構成が医療連携推進目的に照らし、適当と認められるものとして要件を満たすものであること。
- ⑨ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件等を付していないものであること。
- ⑩ 社員は各1個の議決権を有するものであること。（不当に差別的な取扱いでなく、かつ、提供した金銭に応じて異なる取扱いでなければ、定款において、議決権の数や議決権の行使の条件など別に定めることが可能。）
- ⑪ 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。

10

地域医療連携推進法人の認定基準（医療法第70条の3第1項）

- ⑫ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員並びに理事及び監事としない旨を定款で定めているものであること。
- ⑬ 役員について、「役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くものであること」、「各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること」、「理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者であること」のいずれにも該当するものであること。
- ⑭ 代表理事を1人置いているものであること。
- ⑮ 理事会を置いているものであること。
- ⑯ 地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。（医療を受ける者、関係団体、学識経験者等で構成。）
- ⑰ 参加法人が予算の決定等その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
- ⑱ 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- ⑲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。
- ⑳ ①～⑲に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして定める要件に該当するものであること。

11

(1) 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とするものであること (第1項第1号)

【ガイドライン通知】

- ① 事業比率が50%超であること。事業比率の算出式は以下のとおりであるが、本申請時には事業計画書や予算書等を用いて見込みとして算出したものを記載すること。

純資産増減計算内訳表	
①	医療連携推進業務会計の経常費用計
②	その他業務会計の経常費用計
③	法人会計の経常費用
事業比率 = ① / (① + ② + ③)	

> 50%

12

(2) 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること (第1項第2号)

【ガイドライン通知】

- ① 財務基盤の明確化については、財務状態や今後の見通しについて記載すること。
- ② 経理処理・財産管理の適正性については、財産の管理・運用に関する役員の適切な関与状況、開示情報や監督庁への提出書類の基礎として必要な会計帳簿の備え付けについて、記載すること。

(経理的基礎)

- ・財務基盤の明確化について
- ・経理処理、財産管理の適正性について

(技術的能力)

- ・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

13

(3) 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えないものであること (第1項第3号)

【ガイドライン通知】

- ① 資金の貸付け等は特別の利益には当たらないものであること。
- ② 社員等に対する利益供与の内容
 - ・ 施設の利用：社員等が当該一般社団法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載する
 - ・ 金銭の貸付け：当該一般社団法人が社員等に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載する
 - ・ 資産の譲渡：当該一般社団法人が社員等に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載する
 - ・ 給与の支給：当該一般社団法人が社員等に対して支給している給与について、その支給内容を記載する
 - ・ その他財産の運用及び事業の運営：当該一般社団法人について、社員等からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引内容について記載する

14

(7) 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること (第1項第7号)

【厚生労働省令(第39条の2)関係】

地域医療連携推進法人の社員は、次に掲げる者であって、営利を目的としないものとする。

- ① 医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する個人
- ② 医療連携推進区域において、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人
- ③ 法第70条第1項各号に規定する法人であって、参加法人になることを希望しないもの
- ④ 医療連携推進区域において、大学その他の医療従事者の養成に関する機関を開設する者
- ⑤ 医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他当該一般社団法人が実施する法第70条第1項に規定する医療連携推進業務に関する業務を行う者

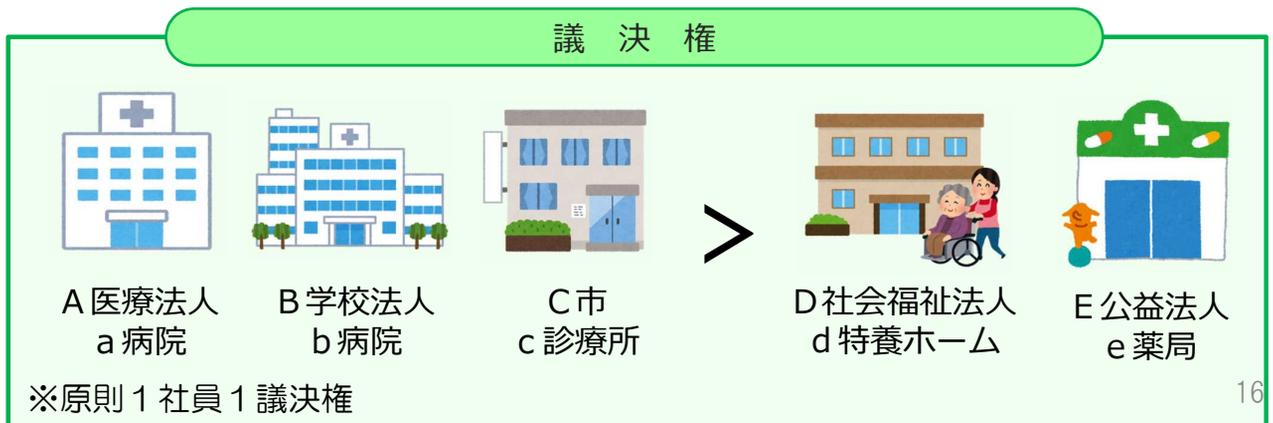
15

地域医療連携推進法人の認定基準 (法70条の3)

(8) 病院等を開設する参加法人の数が2以上であるものであることその他の参加法人の構成が第70条第1項に規定する目的に照らし、適当と認められるものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものであること (第1項第8号)

【ガイドライン通知】

- ① 病院等を開設する参加法人の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人の議決権の合計を超えるものであること



地域医療連携推進法人の認定基準 (法70条の3)

(10) 社員は、各1個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない (第1項第10号)

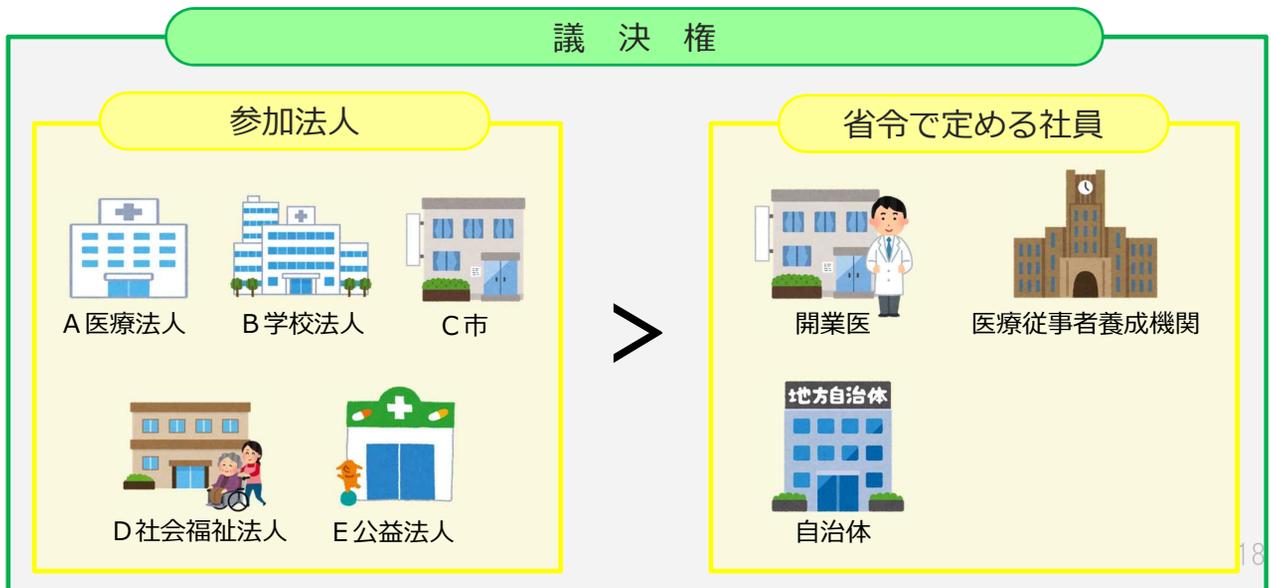
- イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること
- ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること

地域医療連携推進法人の認定基準 (法70条の3)

(1 1) 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること (第1項第11号)

【ガイドライン通知】

- ① 参加法人の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること



地域医療連携推進法人の認定基準 (法70条の3)

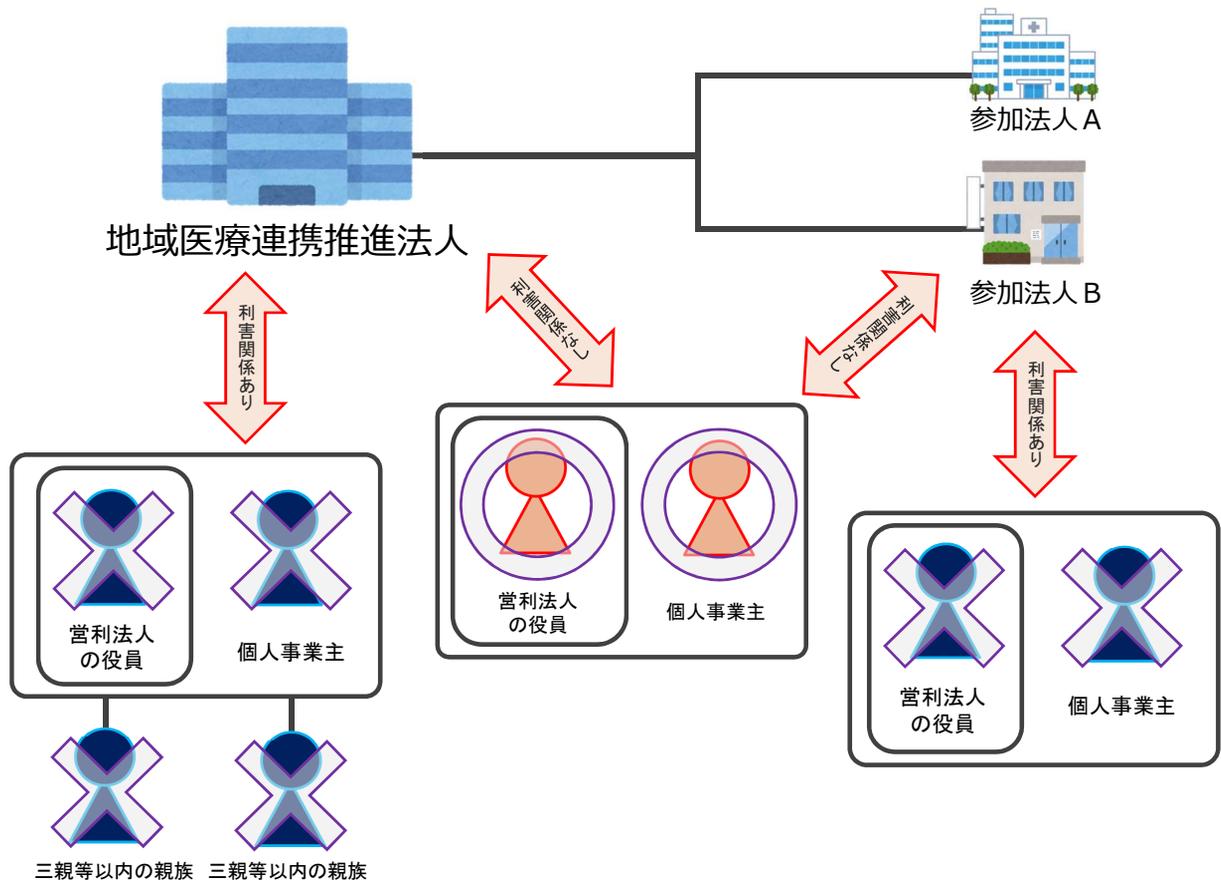
(1 2) 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者として厚生労働省令で定めるものを社員並びに理事及び監事としない旨を定款で定めているものであること (第1項第12号)

【厚生労働省令 (第39条の8) 関係】

社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者

- ① 地域医療連携推進法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 地域医療連携推進法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ③ 地域医療連携推進法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- ④ 地域医療連携推進法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- ⑤ 前各号に掲げる者に類するもの

例：①～④に該当する者から、地域医療連携推進法人や参加法人の業務に関連した報酬等の経済的利益を受ける者が想定される



地域医療連携推進法人の認定基準 (法70条の3)

- (13) 役員について、次のいずれにも該当するものであること (第1項第13号)
- イ 役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くものであること
 - ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること
 - ハ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること
- (14) 代表理事を1人置いているものであること (第1項第14号)
- (15) 理事会を置いているものであること (第1項第15号)

(16) 次に掲げる要件を満たす評議会を置く旨を定款で定めていること (第1項第16号)

イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成するものであること

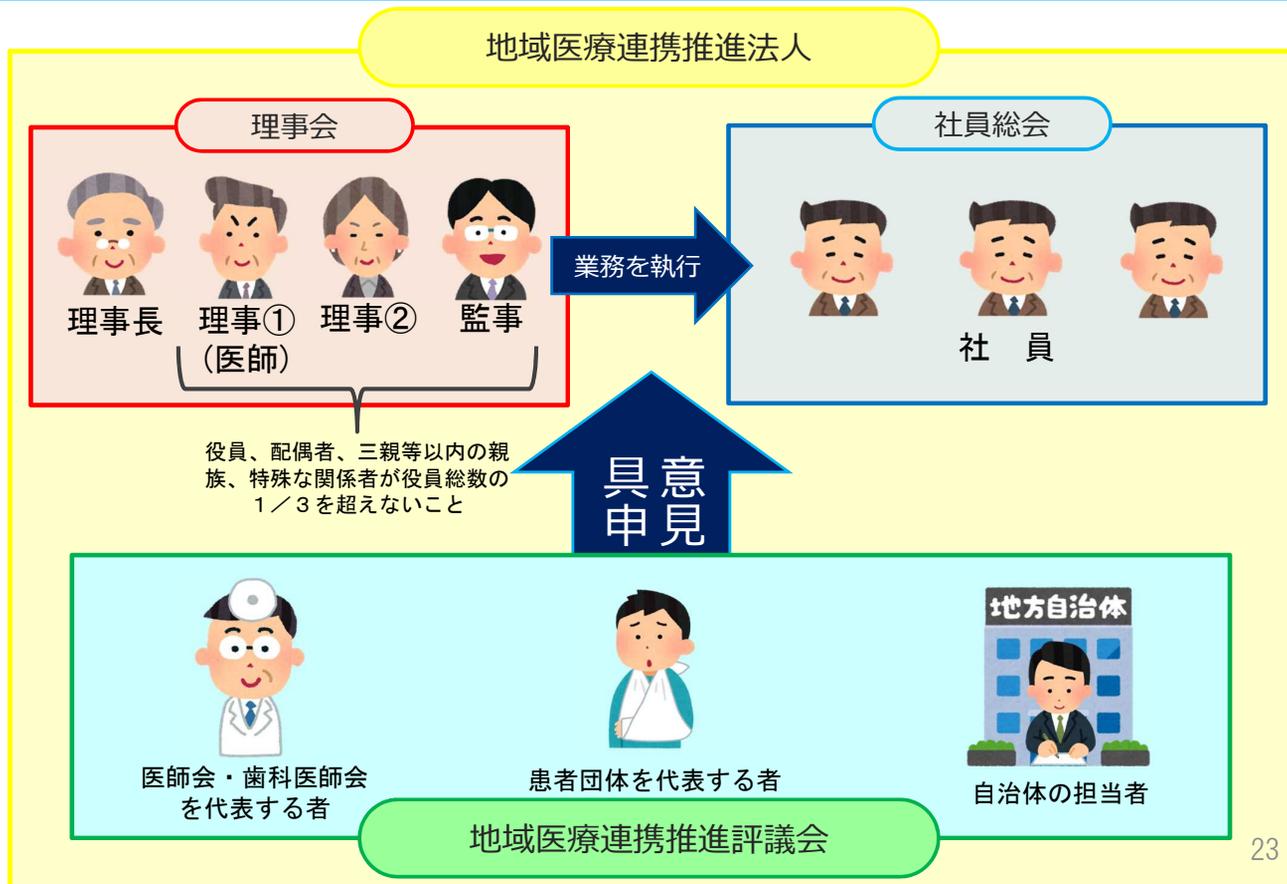
ロ 当該一般社団法人が次号の意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べることができるものであること

ハ 前条第2項第3号の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるすることができるものであること

【ガイドライン通知】

- ①地域医療連携推進評議会の構成に関して、
- ・地域の医師会、歯科医師会を代表する者
 - ・患者団体を代表する者
 - ・医療連携推進区域が属する自治体の担当者等が想定される

地域医療連携推進法人の機関について



地域医療連携推進法人の認定基準 (法70条の3)

(17) 参加法人が次に掲げる事項その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること (第1項第17号)

イ 予算の決定又は変更

ロ 借入金 (当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く) の借入

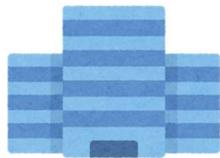
ハ 重要な資産の処分

ニ 事業計画の決定又は変更

ホ 定款又は寄附行為の変更

ヘ 合併又は分割

ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散



地域医療連携推進法人



参加法人

24

地域医療連携推進法人の認定基準 (法70条の3)

(18) 医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から1か月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるものに贈与する旨を定款で定めているものであること (第1項第18号)

(19) 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること (第1項第19号)

(20) 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること (第1項第20号)

25

3. 地域医療連携推進法人の設立事例

地域医療連携推進法人の設立事例（平成29年度）

No.	名称（認定日）	連携推進区域／参加法人・社員	運営方針
1	尾三会 (平成29年4月2日)	<p>【連携推進区域】 愛知県：名古屋市中区（緑区、天白区、南区）、岡崎市、西尾市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町</p> <p>【参加法人】 南医療生活協同組合総合病院南生協病院(313床)、医療法人清水会相生山病院(162床)、医療法人なるみ会第一なるみ病院(130床)、医療法人コジマ会ジャパン藤岡クリニック(19床)、医療法人みどり訪問クリニック、医療法人並木会並木病院(212床)、医療法人善常会善常会リハビリテーション病院(95床)、医療法人愛整会北斗病院(270床)、医療法人鉄友会宇野病院(180床)、医療法人十全会三嶋内科病院(146床)、医療法人葵葵セントラル病院(30床)、医療法人社団福祉会高須病院(169床)、医療法人室美会総合青山病院(230床)、医療法人明和会社村外科病院(120床)、医療法人社団同仁会一里山・今井病院(20床)、公益財団法人豊田地域医療センター(150床)、医療法人贈恩会小嶋病院(299床)、医療法人利晴会前原整形外科リハビリテーションクリニック(19床)、医療法人秋田病院(150床)、学校法人藤田学園藤田保健衛生大学病院(1435床)、社会福祉法人福田会 特別養護老人ホーム豊明苑(100名)、社会福祉法人あかいかい寿老会(特養50名)、医療法人名翔会和合の里(老健105床)、社会福祉法人東郷福祉会特別養護老人ホームイストグレイズ(100床)、医療法人秀麗会山尾病院(60床)、医療法人幸寿会平岩病院(60床)、社福地域福祉コミュニティほほえみ、医療法人木南舎富田病院(96床)</p> <p>【社員】 たぎざわ胃腸科外科</p>	<p>①特定機能病院として広域への高度急性期医療の提供や医療資源（医療従事者等）の適正配置及び医療・介護連携モデルの提供等を通じて回復期及び在宅医療等の充実化の促進</p> <p>②広域を担う特定機能病院と地域医療構想区域の地域包括モデルとの連携促進により、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目無く適切な医療・介護サービスを利用できる広域連携モデルの構築に寄与</p> <p>③厳しい経営環境において持続可能性を維持しつつ、地域医療構想に柔軟に対応できるよう、参加法人の経営に資する医薬品等の共同購入等の支援</p>
2	はりま姫路 総合医療センター 整備推進機構 (平成29年4月3日)	<p>【連携推進区域】 兵庫県：中播磨圏域（姫路市、福崎町、市川町、神河町）、西播磨圏域（相生市、たつの市、赤穂市、粟粟市、太子町、上郡町、佐用町）</p> <p>【参加法人・社員】 兵庫県立姫路循環器病センター（350床） 社会医療法人製鉄記念広畑病院（392床）</p>	<p>①循環器疾患医療、救命救急センター機能等専門性の高い医療の継承及び発展</p> <p>②高度専門・急性期医療を担う医療機関として他の医療機関と協力及び連携し、地域医療ネットワークの中心的な役割を果たす</p> <p>③質の高い診療・教育・研究を行い、将来の活躍が期待される医師等が集まるリーディングホスピタルを目指す</p> <p>④疾病予防の啓発活動及び予防医学の進展に貢献</p>
3	備北メディカル ネットワーク (平成29年4月2日)	<p>【連携推進区域】 広島県：三次市、庄原市</p> <p>【参加法人・社員】 三次市市立三次中央病院(350床)、三次地区医師会医師会立三次地区医療センター(150床)、庄原市庄原市立西城市民病院(54床)、日本赤十字社 総合病院庄原赤十字病院(301床)</p>	<p>①安全かつ安心な医療提供体制を追求する</p> <p>②医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくりを追求する</p> <p>③医療機関の安定的経営を追求する</p>
4	アンマ (平成29年4月2日)	<p>【連携推進区域】 鹿児島県大島郡：瀬戸内町、宇検村</p> <p>【参加法人・社員】 瀬戸内町与路へき地診療所、瀬戸内町へき地診療所(19床)・瀬戸内町巡回診療車・瀬戸内町国民健康保険池地診療所(2床)、宇検村国民健康保険宇検診療所、医療法人馨和会いづはら医院(19床)、奄美医療生活協同組合南大島診療所(6床)・介護老人保健施設せとうち(60名)</p>	<p>①誰もが住み慣れた地域で自分らしく末永く暮らせるよう、地域の医療機関相互の機能の分担・連携を推進</p> <p>②質の高い医療を効率的に提供し、介護事業所等とも連携し、地域の皆様が健康で、意欲のある生活を送れるように保健・医療・福祉のイノベーションを図り、未来に責任ある街づくりの推進</p>

地域医療連携推進法人の設立事例（平成30年度）

No	名称(認定日)	連携推進区域／参加法人・社員	運営方針
5	日本海ヘルス ケアネット (平成30年4月1日)	<p>【連携推進区域】 山形県：庄内医療圏(酒田市、鶴岡市、遊佐町、庄内町、三川町)</p> <p>【参加法人・社員】 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構：日本海総合病院(646床)、日本海酒田リハビリテーション病院(114床)等 (一社)酒田地区医師会十全堂：訪問看護ステーションスワン等 (一社)酒田地区歯科医師会：酒田地区歯科医師会 (一社)酒田地区薬剤師会：酒田地区薬剤師会 医療法人健友会：本間病院(154床)、のぞみ診療所 等 医療法人山容会：山容病院(220床)、グループホームわだち 医療法人宏友会：上田診療所(6)、介護老人保健施設うらら等 社会福祉法人光風会：介護老人保健施設、特別養護老人ホーム 等 社会福祉法人かたばみ会：特別養護老人ホーム 等</p>	<p>①参加法人間において地域に必要な診療機能、病床規模の適正化を図り、将来を見据えた医療需要に対応できるよう業務の連携を進め、地域医療構想の実現を図る</p> <p>②地域包括ケアシステムの構築を行政と共に進め、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療、介護、福祉、生活支援が提供できる取組みを進める</p> <p>③参加法人の個性、特徴を活かした相互連携を進め、優秀な人材の育成や持続可能な経営を通じて地域に貢献する</p> <p>④参加法人は、公共の福祉のために、連携推進業務の推進を図る責任を負う</p>
6	医療戦略研究所 (平成30年4月1日)	<p>【連携推進区域】 福島県：いわき医療圏(いわき市)</p> <p>【参加法人】 医療法人社団正風会 石井脳神経外科・眼科病院(48床)、石井正記念石井医院、介護老人保健施設 社会福祉法人正風会 ケアハウス 社団医療法人容雅会 中村病院(140床) 医療法人社団 木田医院</p>	<p>①医療法人社団正風会石井脳神経外科・眼科病院が、これまでに地域の病院や診療所との間で培った地域医療連携のノウハウを活用して地域医療連携の核となり、一般病床及び療養病床を運営する社団医療法人容雅会中村病院との有機的病床分担及び効率的に連携した運用をすることで、地域医療構想の実現に寄与</p> <p>②病院における退院時指導のみならず、入院治療の時点から居宅介護支援事業所などの連携を図り、病院と在宅ケアサービスとの一体的運用により、効率的な医療・介護連携体制を構築</p> <p>③社会福祉法人正風会、ケアハウス小名浜をはじめとした在宅ケアサービスと、介護老人保健施設の通所及びショートステイなどの施設サービスを連動させて、多様なニーズに応える介護連携を構築</p> <p>④2病院(石井脳神経外科眼科病院、中村病院)、2診療所(石井医院、木田医院)、ケアハウス介護老人保健施設の連携により、地域に合った医療・介護そして福祉の事業連携を構築し、地域全体に情報発信して福島県の地域モデルを創設</p>

地域医療連携推進法人の設立力所



名称：尾三会

法人認定日：平成29年4月2日

連携推進区域：愛知県名古屋市、岡崎市、西尾市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町

参加法人：学校法人（1）、医療法人（21）、生活協同組合（1）、社会福祉法人（4）、公益財団法人（1）

省令社員：1者

業務連携の内容：

- ・医療及び介護従事者等の相互派遣を実施し、回復期機能や在宅医療の充実を図る
- ・医療及び介護従事者向け勉強会や研修業務の共同実施を通じ、回復期機能及び在宅医療の充実化を図る
- ・患者情報の共有化モデルの確立
- ・医薬品の一括交渉による経営の効率化／医療機器等の共通化及び一括価格交渉による経営の効率化
- ・先進的な地域包括ケアモデル情報の提供
- ・「暮らし」を支える在宅診療のシステム化に貢献
- ・介護及び医療従事者等の相互派遣を通じて在宅診療等の充実化に貢献
- ・患者及び利用者情報の共有化モデルの確立 等

30

設立事例②統合再編成を目指した病院間の業務連携

名称：はりま姫路総合医療センター整備推進機構

法人認定日：平成29年4月3日

連携推進区域：兵庫県西播磨医療圏・中播磨医療圏

参加法人：兵庫県 県立姫路循環器病センター（350床）
社会医療法人 製鉄記念広畑病院（392床）

業務連携の内容：

- ・安定的な医療スタッフの確保を図り、医療連携推進区域において質の高い医療提供体制の整備
- ・統合再編新病院と地域の医療機関との相互理解を深め、患者紹介等患者への医療提供をスムーズに行うことができる仕組みの構築
- ・両病院による医療情報の共有により、継続性のある適切な診療体制の確保
- ・各種研修を共通のプログラム等で実施し、両病院職員のレベルアップを図るとともに一体感を高める
- ・統合再編新病院で円滑な組織運営が可能となるよう、医療スタッフの人材交流の実施
- ・積極的な情報発信
- ・医療スタッフの計画的な採用
- ・医療提供体制の統一化
- ・両病院の経営の効率化 等

31

名称：備北メディカルネットワーク

法人認定日：平成29年4月2日

連携推進区域：広島県三次市・庄原市

参加法人：三次市 市立三次中央病院（350床）

一般社団法人三次地区医師会 医師会立三次地区医療センター（150床）

庄原市 庄原市立西城市民病院（54床）

日本赤十字社 庄原赤十字病院（310床）

業務連携の内容：

- 1.医療従事者を確保・育成する仕組みづくり
 - ・中山間地域において安定的に医療サービスを提供するため、地域全体で医療従事者を確保・育成する仕組みを構築する。
- 2.地域包括ケアの推進
 - ・医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービス等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援する。
- 3.共同購買の仕組みづくり
 - ・医薬品、診療材料、医療機器等の購入に際して、参加病院が共同で価格交渉等を行うことにより、スケールメリットを活かしたコスト削減を図る。
- 4.共同研修の仕組みづくり
 - ・各病院が実施している各種研修を参加病院で共同で実施することにより、研修効果の向上、受講機会の拡大、経費の節減、業務量の軽減を図る。
- 5.介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項
 - ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援

32

設立事例④：離島における地域の多数の診療所等の業務連携

名称：アンマ（奄美南部メディカルケアアソシエーション）

法人認定日：平成29年4月2日

連携推進区域：鹿児島県大島郡瀬戸内町、宇検村

参加法人：瀬戸内町 瀬戸内町与路へき地診療所

瀬戸内町へき地診療所（19床）

瀬戸内町巡回診療車

瀬戸内町国保池地診療所（2床）

宇検村 国保宇検診療所

医療法人馨和会 いづはら医院（19床）

奄美医療生活協同組合 南大島診療所

介護老人保健施設せとうち

業務連携の内容：

- ・医療提供の効率化・医療従事者の疲弊解消
休日、平日の夜間の急病診療体制を当番制により行う
- ・地域医療の確保
へき地医療を担う医療研修制度の確立。医療従事者の実習受け入れを行い、人材の定着を図る
- ・医療提供体制の整備
宇検村、請島・与路島地区、加計呂麻地区、西方地区においては、健康管理を重視し、地域全体においては、整形外科、在宅医療、救急医療、精神科医療に重点化を図り、医療の偏在を解消する。訪問看護ステーションの新設、病児保育の提供を行う 等

33

名称：日本海ヘルスケアネット

法人認定日：平成30年4月1日

連携推進区域：山形県酒田市・鶴岡市・遊佐町・庄内町・三川町

参加法人：地方独法山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院（646床）、日本海酒田リハビリテーション病院（114床）等

（一社）酒田地区医師会十全堂 訪問看護ステーション

（一社）酒田地区歯科医師会

（一社）酒田地区薬剤師会

医療法人健友会 本間病院（154床）、のぞみ診療所 等

医療法人山容会 山容病院（220床）、グループホームわだち

医療法人宏友会 上田診療所（6床）、介護老人保健施設 等

社会福祉法人光風会 介護老人保健施設、特別養護老人ホーム 等

社会福祉法人かたばみ会 特別養護老人ホーム 等

業務連携の内容：

- ・診療機能等の集約化・機能分担、病床規模の適正化
日本海総合病院に検査機能及び手術機能の集約化を進め、維持透析機能は本間病院へ集約化を進める
- ・医療機器等の共同利用
CT、MRI等の高額医療機器の重複投資等を抑制し、参加法人間で共同利用できる仕組みの構築
- ・医療材料・薬品等の共同交渉・共同購入
参加法人間のスケールメリットを活かした医療材料・薬品等の共同交渉・共同購入を通じ、参加法人の経営効率化を図る
- ・医療介護従事者の派遣体制の整備、人材育成、人事交流
医療介護従事者の確保が難しい事業所に対して、体制を整備し、参加法人間で職員の派遣を行う他、人材育成の一環として、共同での研修会の開催や人事交流を行う。また、介護従事者の確保においては、職員養成を行う仕組みを構築し、職員定着を図るとともにサービスの質の向上を目指す 等 34

設立事例⑥：地域に合った医療・介護・福祉の業務連携

名称：医療戦略研究所

法人認定日：平成30年4月1日

連携推進区域：福島県いわき市

参加法人：医療法人社団正風会 石井脳神経外科・眼科病院（48床）、石井正記念石井医院、介護老人保健施設

社会福祉法人正風会 ケアハウス

医療法人容雅会 中村病院（140床）

医療法人社団 木田医院

業務連携の内容：

1. 病床機能の分担・業務連携
 - ・急性期機能を担う石井脳神経外科・眼科病院と回復期・慢性期機能を担う中村病院の両病院の連携促進を図る
 - ・2病院が連携することで、急性期から回復期・慢性期に至る病床融通が可能となり、効率的な医療提供体制の構築を目指す
2. 在宅医療の分担・業務の連携
 - ・2診療所が外来診療を中心にしながら、入院医療から在宅医療・介護への橋渡しの役割を担う。また、石井医院は在宅療養支援診療所であり、介護支援事業所、訪看ステーションを併設する総合在宅支援センターの役割を担う
 - ・医療や介護に関する様々な相談業務等を通じ、ケアハウス・介護老人保健施設の入所機能や介護保険対象者の通所機能と連携しながら在宅ケアを支援する多彩なサービス提供体制の構築を目指す
3. 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入
 - ・各参加法人の医薬品・医療機器購入状況の調査、分析を行う
 - ・共同購入による価格交渉を行い、経営の効率化を図る
4. 医療・介護従事者の資質向上に関する共同研修
 - ・参加法人共同で医療・介護従事者向け研修会を実施し、地域連携に不可欠な多職種連携スキルの向上

設立法人が実施する業務連携の取り組み状況

法人名称	平成29年度 実施業務																					
	診療科 (病床) の再編	従事者の共同研修					従事者の人事交流					医薬品等の共同購入				資金 貸付	出資	患者 情報の 一元化	患者 紹介・ 逆紹介	病院 等の 開設	その他	
		医師	看護師	その他 医療	介護 従事者	その他	医師	看護師	その他 医療	介護 従事者	その他	医薬品	医療 機器	役務	その他							
尾三会		○	○	○	○		○	○				○			○			○	○		○	
はりま姫路総合医療 センター整備推進機構		○	○	○			○															○
備北メディカルネット ワーク		○		○			○		○						○						○	
アンマ (奄美南部メディカルケア アソシエーション)		○	○	○	○							○										

※その他について

尾三会：医療事故調査等に関する業務の連携
はりま：新病院の診療機能等を両病院で検討

法人名称	平成30年度 実施予定業務																					
	診療科 (病床) の再編	従事者の共同研修					従事者の人事交流					医薬品等の共同購入				資金 貸付	出資	患者 情報の 一元化	患者 紹介・ 逆紹介	病院 等の 開設	その他	
		医師	看護師	その他 医療	介護 従事者	その他	医師	看護師	その他 医療	介護 従事者	その他	医薬品	医療 機器	役務	その他							
尾三会		○	○	○	○		○		○			○			○				○	○		○
はりま姫路総合医療 センター整備推進機構							○															○
備北メディカルネット ワーク		○		○			○		○			○			○						○	
アンマ (奄美南部メディカルケア アソシエーション)			○	○			○					○	○		○					○		

※その他について

尾三会：医療事故調査等に関する業務の連携
はりま：新病院の診療機能等を両病院で検討

5. 地域医療連携推進法人設立の効果

1. 法制度上のメリット

(1) 病床融通…病床過剰地域においても、地域医療構想の達成のために必要な病床融通を、参加法人間で行うことを可能とする

① 病床融通の実施の要件

- ・ 地域医療構想の達成のために必要
- ・ 病床数の合計が増加していない
- ・ 地域医療連携推進評議会の意見を聴く
- ・ 病床数の合計が減少する場合は、医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと

② 都道府県は必要な病床数を認めるにあたって

- ・ 地域医療構想調整会議の協議の方向性に沿ったものであることを確認
- ・ 都道府県医療審議会に諮る

③ 2以上の都道府県に所在する場合は、当該申請を受けた都道府県は、当該申請に係る医療連携推進区域に属する他の都道府県の意見を聴くこと

【現行制度上の扱い】

- ・ 病床の地理的偏在を是正するため、都道府県は、各医療圏の基準病床数を算定し、医療計画に規定
- ・ 病床過剰地域では、病床再編に伴い、地域全体の病床数が増加しない場合にも、病床の融通を行うことは認められない

38

地域医療連携推進法人制度を活用する効果・メリット

(2) 資金貸付…参加法人に対する資金貸付を可能とする

① 資金の貸付けの場合、当該貸付業務は、貸金業法で定める貸金業には当たらないため、同法に定める登録等は不要である。

② 貸付けの際は、以下の要件を満たす必要があること。

- ・ 地域医療連携推進法人が実施する貸付けが、参加法人が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援という目的を逸脱していないこと
- ・ 契約書類を適正に作成・保管すること
- ・ 償還方法や償還期限等を明確にすること
- ・ 適正な利率を設定
- ・ 返済不能時に備えて、担保や保証人の設定等が適切に行われていること

【現行制度上の扱い】

- ・ 医療法人は、医療法上、剰余金の配当が禁じられており、剰余金の貸付は、原則として認めない（医療法54条）

(3)出資…地域医療連携推進法人は、一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする。



- ①地域医療連携推進法人は、以下の要件に該当する場合に限り出資を行うことが可能
- ・ 出資を受ける事業者が、医療連携推進区域において、医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること
 - ・ 出資に係る収益を医療連携推進業務に充てること
 - ・ 連携推進法人が事業者の議決権の全てを保有すること。連携推進法人以外の出資者や株主は存在しないこと
 - ・ 出資を受ける事業者が行う出資において、当該事業者以外の出資者や株主が存在することは、地域医療連携推進法人が出資を行うことができる場合を限定している趣旨から逸脱するおそれがあることから認められない

40

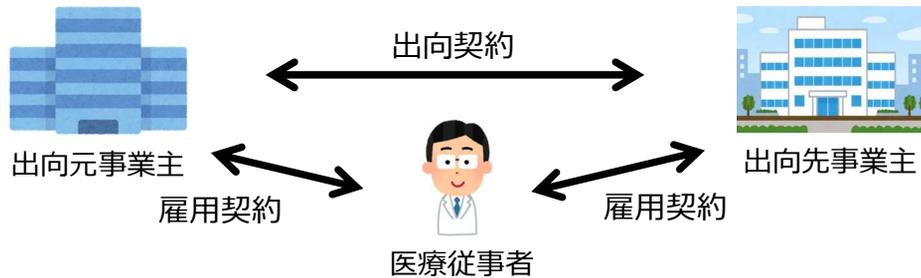
2. 法人運営上のメリット（医療連携推進業務の一例）

(4)患者紹介・逆紹介の円滑化…カルテの統一化、重複検査の防止、スムーズな転院

(5)医薬品・医療機器等の共同購入…経営効率の向上

(6) **医師等医療従事者の再配置**…法人内の病院間において、**医療従事者を適正配置**することができる。その際、医師、看護師等の人事交流は労働法規に則って実施すること。

※例：在籍型出向



- ①在籍出向が「業として行われる」場合、職業安定法第44条で禁止している労働者供給事業に該当するが、
- ・労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する
 - ・経営指導、技術指導の実施
 - ・職業能力開発の一環として行う
 - ・企業グループ内の人事交流の一環として行う 等を目的として実施



社会通念上「業」として行われていると判断しうるものは少ない

42

地域医療連携推進法人におけるタスク

1. 設立時における義務

(1) 定款の作成 (法第70条の17)

①定款の記載事項

- ・目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度
- ・医療連携推進区域、省令社員、役員の下格事由、評議会の設置、重要事項の意見聴取、残余財産の帰属先
- ・資産及び会計に関する規定、役員・理事会に関する規定、解散に関する規定、定款の変更に関する規定

(2) 医療連携推進方針の作成 (法第70条の2)

①医療連携推進方針の記載事項

- ・医療連携推進区域、参加病院の機能分担・業務連携に関する事項、機能分担・業務連携に関する目標、運営方針・参加法人に関する事項

②機能分担・業務連携に関する事項については、双方の観点が必要かつ十分に記載されていること

③住民等への周知の一環として、常にインターネット等において公表

(3) 都道府県医療審議会への意見聴取 (法第70条の3第2項)

43

2. 運営時における義務

(1) 標章の掲示 (法第70条の11)

- ① 標章は、図案がなく文字だけのものであっても構わない

(2) 非営利性の確保の徹底

- ① 剰余金の配当禁止 (法第54条)
- ② 残余財産の分配禁止 (法第70条の3)

(3) 都道府県知事による監督

- ① 定款の変更に対する都道府県知事の認可 (法第70条の18～第70条の19)

- ② 理事長の選定及び解職に対する都道府県知事の認可

※ 認可に当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要

- ③ 都道府県知事による報告徴収 (法第63条～第64条)

i 地域医療連携推進法人が、

- ・ 法令等に違反している疑いがあると認めるとき
- ・ 運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるとき等
→ 報告徴収、立入検査の実施

ii 地域医療連携推進法人が、

- ・ 法令等に違反しているとき
- ・ 運営が著しく適正を欠くと認めるとき等
→ 改善命令、業務停止命令、役員了解任勧告

あらかじめ、
都道府県医療
審議会の意見
聴取が必要

44

3. 毎事業年度終了時における義務

(1) 監査法人又は公認会計士による外部監査の実施 (法70条の14)

- ① 地域医療連携推進法人に対して監査法人又は公認会計士による外部監査の実施が義務付けられている

(2) 実施状況報告

- ① 毎会計年度終了後2月以内に、以下の書類を作成

- ・ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係者との取引状況報告書、支援の状況に関する報告書、出資の状況に関する報告書
- ・ 監事による監査報告書

- ② 毎会計年度終了後3月以内に都道府県知事に届出

- ・ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係者との取引状況報告書、支援の状況に関する報告書、出資の状況に関する報告書
- ・ 監事による監査報告書
- ・ 外部監査実施による監査報告書

45

(3) 評議会による評価

- ① 評議会は、地域医療連携推進法人の業務の実施状況についての評価を行う（法第70条の3第1項16号ハ）
 - ・ 評価について必要があると認めるときは社員総会又は理事会で意見を述べる
- ② 評価結果の公表（法第70条の13）
 - ・ 地域医療連携推進法人は、評議会の評価の結果を公表しなければならない
 - ・ 地域医療連携推進法人は、評議会の意見を尊重する

6. 参考条文

地域医療連携推進法人の非営利性等に関する主な規定①

1. 地域医療連携推進法人における一社員一議決権の原則、剰余金の配当禁止、残余財産の分配禁止

○ 一社員一議決権

第70条の3 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

一～九 (略)

十 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

十一～二十 (略)

2 (略)

○ 剰余金の配当禁止

第54条 医療法人（地域医療連携推進法人）は、剰余金の配当をしてはならない。

○ 残余財産の分配禁止

第70条の3 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

一～十八 (略)

十九 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

二十 (略)

2 (略)

48

地域医療連携推進法人の非営利性等に関する主な規定②

2. 地域医療連携推進法人に対する都道府県知事の監督に関する主な規定

○ 定款の変更に対する都道府県知事の認可（重要事項の認可に当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要）

第70条の18 第五十四条の九（第一項及び第二項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の定款の変更について準用する。（以下略。）

2 認定都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第五十四条の九第三項の認可（前条第六号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める重要な事項に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第54条の9 (略)

2 (略)

3 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4～6 (略)

○ 代表理事の選定及び解職に対する都道府県知事の認可（認可に当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要）

第70条の19 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 認定都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

49

○ 都道府県知事による報告徴収（業務停止命令・役員解任勧告に当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要）

第63条 都道府県知事は、医療法人（地域医療連携推進法人）の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 （略）

第64条 都道府県知事は、医療法人（地域医療連携推進法人）の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人（地域医療連携推進法人）が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地域医療連携推進法人の認定の取消し（取消しに当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要）

第70条の21 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その医療連携推進認定を取り消さなければならない。

一 第七十条の四第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき。

2 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その医療連携推進認定を取り消すことができる。

一 第七十条の三第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 地域医療連携推進法人から医療連携推進認定の取消しの申請があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

3 認定都道府県知事は、前二項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

4～7 （略）